

専決処分¹の報告について（直営清掃車両による
ごみ収集作業中に発生した事故に係る示談処理）

1 事故の発生

令和7年2月10日（月）午後1時30分頃、W作業（※）の午後の2台目の直営清掃車両が板橋区大谷口北町の集合住宅（オーナー宅+4世帯）敷地内に後退で進入したところ、車両後部を同敷地内に駐車していたワゴン車のフロントグリル部分に接触させ、相手車両の一部が破損した。（事故現場付近図、状況図及び写真は裏面）

- 2 損害の程度 （1）相手側 フロントグリル等の破損（人的被害なし）
（2）区側 なし

- 3 示談の相手方 板橋区大谷口北町在住の区民

- 4 損害賠償額 294,437円
（車両修理費208,417円、代車費86,020円）

- 5 示談成立日 令和7年4月29日（火）

- 6 示談の処理 本件の示談金として金294,437円を支払う。
保険会社を通じて相手方から、この事故に関する何らの債権債務が存しないことを確認し、今後一切の請求をしない旨の承諾書（免責証書）の提出を受け示談した。

- 7 支 払 賠償額は全額、区の加入する保険会社（東京海上日動火災保険株式会社）から「対物賠償保険」により支払われた。

8 事故防止策の実施

清掃車両係において緊急ミーティングを開き、注意喚起を行うとともに、事故原因の分析及び再発防止策を検討し、合わせて事故惹起者に対しては個別に講習を行った。

また、誘導が無い中、運転職員一人で後退したことが大きな原因で、他の運転職員も含め、バック誘導なしでの後退は絶対行わないことを周知徹底するとともに、清掃車両係における巡回の強化、ドライブレコーダーの任意確認を実施した。

なお、現在も継続して実施している。

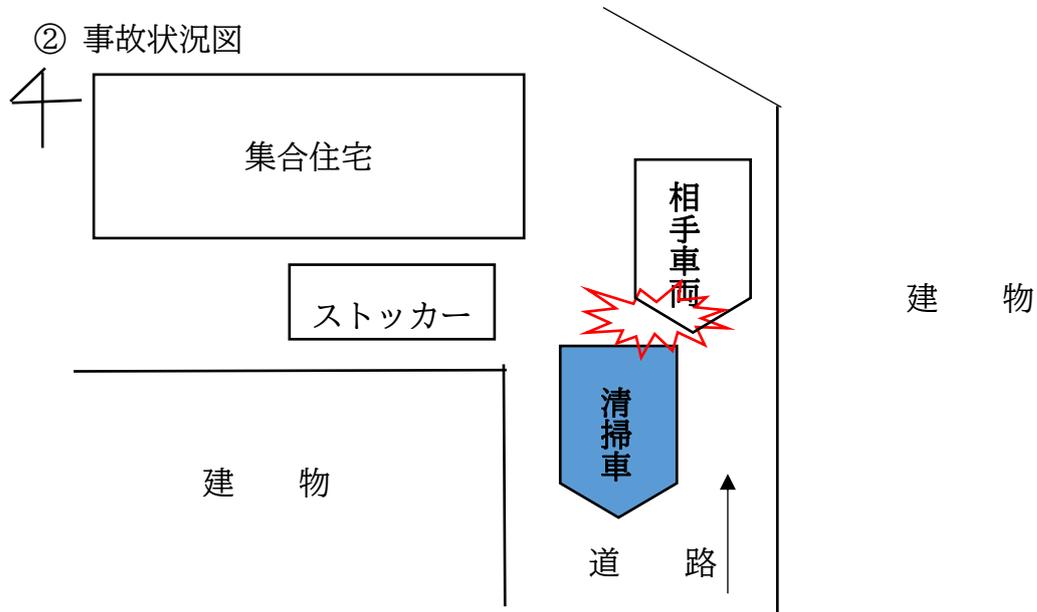
今後とも事故防止指導の継続的な実施により、事故のない、安全安心作業に努めていく。

（※）W作業：収集職員2名につき、清掃車両を2台配置、清掃工場搬入の往來の時間を活用し、車1台毎、交互に収集作業を行うこと。これに対してS作業は、収集職員2名につき清掃車両1台を使用し、清掃工場への搬入も同乗している。

① 事故現場付近図



② 事故状況図



③ 写真

